

【民法】

〔総則〕

① 抵当権の被担保債権が免責許可の決定を受ける場合に
おける当該抵当権自体の消滅時効…………… 小山泰史 6

② 理事の互選により選任されたマンション管理組合の理
事長の理事の過半数による解任…………… 七戸克彦 10
(最一小判平三〇・二・二三)

〔物権〕

③ 占有が交互に侵奪された場合において、先行侵奪者の
提起した占有回収の訴えが、権利の濫用にあたり許さ
れないとされた事例…………… 水津太郎 14
(東京地判平二八・八・二四)

④ 区分所有建物の存在する土地についての共有物分割請
求と権利の濫用…………… 秋山靖浩 18
(東京地判平二八・一〇・一三)

⑤ 集合動産譲渡担保の設定された目的物についての留保
所有権の実行と損害賠償責任…………… 池田雅則 22
(東京高判平二九・三・九)

〔債権〕

⑥ 放送法六四条一項の合憲性と承諾の意思表示を命ずる
判決の確定により発生する受信料債権の範囲等…………… 谷江陽介 26

⑦ 個人情報報の漏えいとプライバシーの侵害…………… 水野 謙 30
(最一小判平二九・一〇・二三)

⑧ 保険契約における暴力団排除条項に基づく解除の効力
…………… 原田昌和 34

(広島高岡山支判平三〇・三・二二)

⑨ 多数の建設作業現場で建設作業に従事し石綿関連疾患
が発症した者についての国・メーカーの責任

——建設アスベスト神奈川訴訟控訴審判決…………… 前田陽一 38
(東京高判平二九・二〇・二七)

⑩ インターネット上での他人へのなりすましとなりすま
された者の名誉権・肖像権等の侵害…………… 遠藤史啓 42
(大阪地判平二九・八・三〇)

⑪ 競売不動産に係る債権回収のために入札額について顧
客を主導した信用組合の信義則上の説明義務…………… 武田直大 46

(秋田地判平三〇・三・一九)

〔親族・相続〕

⑫ 離婚後の親権者である父から監護権を有しない母に対
する子の引渡し請求が権利の濫用に当たるとされた事
例…………… 合田篤子 50
(最三小決平二九・二・五)

⑬ 小遣いを充てて宝くじの購入を続けて得た当せん金の
財産分与…………… 森山浩江 54
(東京高決平二九・三・二)

⑭ 一五歳の未成年者と面会交流させる義務についての問
接強制の可否…………… 神谷 遊 58
(大阪高決平二九・四・二八)

⑮ 家庭裁判所が民法九四一条一項の規定に基づき財産分
離を命ずることができる場合…………… 本山 敦 62
(最三小決平二九・一・二八)

⑯ 死後認知によって相続人となった者の遺留分を侵害す

る遺言と被認知者の権利……………川 淳一 66

17 遺言により被相続人の相続人が遺言執行者に指定された場合、同一人に帰属した相続人としての地位と遺言……………羽生香織 70

【商事法】

〔商事法一般〕

1 虚偽記載のある有価証券届出書に関する元引受金融商品取引業者等の民事責任……………柿崎 環 74
(東京地判平二八・二二・二〇)

2 株式併合にかかる反対株主の株式買取請求における公正な価格……………酒井太郎 78
(大阪高決平二九・一一・二九)

3 株主総会の特別決議を経た新株の有利発行が著しく不公正な方法によるとされた事例……………島田志帆 82
(京都地決平三〇・三・二八)

4 公募増資の不正発行該当性……………高橋陽一 86
——出光興産新株発行差止仮処分申立事件……………
(東京高決平二九・七・二九)

【民事手続法】

1 弁護士法二五条一号に違反する訴訟行為の排除決定を求め申立権の有無及びその排除決定に対する即時抗告の可否……………酒井博行 106
(最一小決平二九・一〇・五)

2 訴訟費用額確定処分がされる前において民法八五条前段の費用の取立てをすることができる猶予費用の額を算定する方法……………堤 龍弥 110

執行者としての地位との関係について問題となった事例……………羽生香織 70
(仙台高決平二九・六・二九)

5 取締役会の招集通知の瑕疵と取締役会決議の無効……………矢崎淳司 90

6 会社分割における債権者保護と信義則……………笠原武朗 94
(最一小決平二九・二二・一九)

7 不動産についての商人間留置権の成否……………増田史子 98
(最一小判平二九・二二・二四)

〔保険法〕
8 一 損害保険契約の「被保険者」の要件……………遠山 聡 102
二 保険契約者の同居の親族の「重大な過失」による事故招致……………
(神戸地判平二九・九・八)

3 地方公共団体は、その機関が保管する文書について、文書提出命令の名宛人となる文書の所持者に当たるか(積極)……………堀 清史 114
(最一小決平二九・一〇・四)

4 特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、その後の特許……………

